

第46回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日時 令和6年5月28日(火) 午後2時から午後5時30分まで

場所 二宮町町民センター 3Aクラブ室

出席者 委員23名中、出席19名(うち代理者3名)

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 11事業所

- ・特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス(平塚市)
- ・一般社団法人 桜花(平塚市)
- ・特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会(平塚市)
- ・特定非営利活動法人フリードケアサービス(平塚市)
- ・特定非営利活動法人ミライボランティア南(秦野市)
- ・神奈川高齢者生活協同組合(伊勢原市・平塚市)
- ・一般社団法人ゆめの輪(伊勢原市)
- ・特定非営利活動法人ハーモニーケア(秦野市)
- ・特定非営利活動法人みちびきケア(秦野市)
- ・NPO法人ライフサポート39丹沢(秦野市)
- ・特定非営利活動法人サポートかけ橋(二宮町)

公開の可否 公開

傍聴者数 0名

審議の経過

1 開会

2 会議の成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員19名(代理出席を含む)

3 議事

(議長)

議事1番、道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく、運送の対価の変更について協議いたします。まず、平塚市に事業所を置く「特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス」から順に協議を行いたいと存じ

ます。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く特定非営利活動法人ひまわり福祉サービスの変更申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これより、ご質問を受けたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

対価の上がり下がり幅が、結構大きいと思います。事前に利用者さんに今のご説明はされていますか。あと、8割まで可能になったから8割まで上げようというふうに見えてしまうが、その積算の根拠はありますか。これだけ値上がりしても利用者さんが利用し続けられるぐらいの額なのかが気になり、そこははっきりしたいです。

(事業者)

言えることはやはり物価が、色々、高騰してしまっていて、ガソリン代も上がっている。本当に安くやらせていただいたので。

(委員)

いくら上がったと言ってもガソリン代が2倍になったわけではないではない。110円位が170円位で1.5割増しぐらい。

(事業者)

10月にタクシー料金が改正され、タクシー代とひまわりの単価が余りにも違うので、殺到しました。その間に、職員が4人退職してしまい見直しが必要になりました。タクシー料金が、高くなったがために、利用者さんの人数が一気に増えた時期がありまして、職員の退職も重なり、今まで安くしていた時には、1ヶ月延べ400人前後の件数がありました。そして10月頃から上げると伝えたら、やはり100名ぐらい減ってしまいました。ひまわりを使いたいという方がいらっしやいまして、皆様のご了承の上で、続けていきたいと思っています。今まで安くしており、ドライバーの人数も減ってしまいましたので、ドライバーの負担も大きかったのだと思います。そういう意味も兼ねて値上げしたいと思いました。

(委員)

法が改正になって、概ね8割ということになっているが、今日は現実に計算してないのでわかりませんが、概ね8割をオーバーしないのでしょうか。しなければ、これは法律上全く問題ないと思います。これが、8割をどこかで超えているのであれば、はい、そうですかというわけにはいかないですね。

実際に、20キロ走ると、4,000円だったものが6,000円になってしまうので、さっき、おっしゃったように、1.5倍ぐらいの値段になるので、利用者の皆さんからしたら、手続き上、色々問題があると思いますが、段階的に周知しながら、値段を上げていくとか、何かそういう方法も、ある一定のやり方として、必要なのかなと思います。こちらの、ひまわりさんがどの辺の距離の方が、多いのか。
(平塚市担当者)

市役所の方から今のお話に付け加えさせていただきます。ひまわりさんと料金表を組み立てるにあたって相談をしました。その際に、目安としたのは、先ほど事務局の方からご紹介がありました、自家用有償旅客運送の対価の目安の設定についてという、関東運輸局の方が出されている通知の方を参考とさせていただきます。こちらの方で、相模鎌倉地区の方では、1kmまで354円、以降1キロごとに313円という所が、今回の運送の8割の目安というふうに示されておりましたので、ひまわりさんが先ほどお伝えしました、事業所の色々な事情により、できればその8割の所までぜひ検討したいというお話で今回進めて参りました。

事業所さんの利用ですが、大体3kmとか6km、それから、8kmぐらいの利用者様が多くなっています。250名位いらっしゃる中の、今のキロ数あたりの所が、大体3分の2位のお客様という形になっておまして、ひまわりさんの料金表の中でいきますと、ちょうどこの2キロ5キロあたり、それからちょっと料金表にはないですけど6キロの方8キロの方というふうな形で、料金表の方に当てはめていこうと今の所は考えております。

(委員)

NPOは、労働の対価自体はお支払いしますが、ヘルパーさんに最低賃金を満たさなければいけません。きちんとその収益が上がってないと労働対価もお支払いすることできないので、運送団体さんは結構赤字というか、その費用を支払いきれない状態がずっと続いていました。今回この8割というお示しが出て、持ち出しなくできる、自家用車を提供などありますが、元々持っているものなので自分の持ち出しなくできるぐらいになるので対価を上げさせていただきたいというのが流れだと思います。完全にNPOだからと言って全部ボランティアというわけではないということを皆さんにお伝えしたい。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の方には、ご退席をお願いいたしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された変

更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。引き続いてどなたか。いらっしゃいますか。

(委員)

8割以下ならいいと思います。もうそれだけです。

(議長)

それでは、本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認とすることよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の変更申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますよう今後ともよろしくお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局、手続きを進めてください。

それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

続きまして、「一般社団法人 桜花」の変更申請について協議いたします。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「一般社団法人 桜花」の変更申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

何で迎車料金が少しずつ高くなっているのでしょうか。例えば、一律でタクシー500円なので、だいたい高い所で500円ですが、例えば、400円にするとか、300円で一律など、なぜ距離が延びるほど、料金が高くなるのでしょうか。

(事業者)

まず、3キロまで300円とさせていただいていますのが、3キロ以内の方が非常に多いです。大体一律300円にさせていただきたいという所があります。私

どもも長いこと福祉有償運送をやらせていただいております、遠くの所からのご依頼もかなりいただいております。平塚市内でも平塚の外れの方がいらっしゃいますので、10キロまでは行きませんが、かなりの距離7キロ8キロ走ることがあります。そうしますと、運送の対価以上にお迎えの方がかかってしまうので、今回100円ずつ追加させていただくという形をとっています。

(委員)

何が多くかかってしまうのですか。

(事業者)

ガソリン代です。

(委員)

運送の対価はそれなりに、順番に上がっていきますよね。

(事業者)

1キロ150円という。

(委員)

キロ数が増えれば、順次上がってくるのですよね。ならばそれで、少し調整をなされた方が。

(事業者)

お迎えの料金は1回の送迎で1度だけかかります。この方が、利用者様の負担にならないかなど。運送の対価である150円の所をいじってしまうと、移動距離が伸びることによりご利用される方達の経済的負担が大きくなってしまいますので、ここの所は据え置く代わりにお迎えの所を上げさせていただきたいというお願いでございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。それでは、「一般社団法人 桜花」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 桜花」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 桜花」の変更申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く「特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会」の変更申請について協議いたします。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く「特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会」の変更申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

書類上どこにも平塚市の住所が出て来ないのですが、迎車料金の時にその車庫の場所、その基準となる場所は決まっていच्छるのか。

(事業者)

こちらで使用している送迎車両に関しましては、私どものデイサービスの送迎車両を使用しておりますので、デイサービスの車庫に停めております。

(委員)

ただ、今回、一律全部いただくのですか。

(事業者)

そうですね。今までそこをスタートして1キロ以内迎車料金はいただかない形で対応しておりましたが、なかなか厳しい状況ということで。それを今回無くします。

(議長)

他にございませんか。それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」には、ご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。

本案件については、運営協議会として、協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された変更申請についてこれを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の変更申請について承認となりました。

安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に、平塚市事務局と手続きを進めてください。

それではお疲れ様でした。ご退出をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の変更申請について協議いたします。

【特定非営利活動法人フリードケアサービス 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の変更申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問ありませんか。

(委員)

この150円から300円にするにあたって、どういった理由で300円にするのか根拠を示していただきたいのと、月会費が利用した月だけかかる仕組みや、介助料が必ずどなたにもかかるのか、それとも介助が必要な方だけかかるのかなどお答えいただいてもいいですか。

(事業者)

運送の対価に関して、昨今、ガソリン料金が、もうすぐ 200 円台になってしまふことや、車を動かして、整備をするオイルの金額、タイヤの代金なども含めまして、今回、300 円という設定をさせていただきました。月会費に関しては、利用者さんに利用していただきやすいように、毎月とるのではなく利用した月だけということで設定をさせていただいております。介助料に関しては、乗降介助という所で、サポートが必要だということで、設定させていただいております。

(委員)

深夜早朝料金 2,000 円、祝日料金 2,000 円の算定の根拠を教えてください。

(事業者)

平日の日中の時間帯に、皆様にサービスを提供していくということを基準で考えました。昨年度の年末年始、救命救急センターを利用された患者さんが、8 件の介護タクシーを利用しようとした所、すべて断れてしまったということがあり、家に帰れない事態が発生しました。

そういった時に、私達をご相談を受けこの時間帯にその利用者さんにサービス提供するために、通常のコストで人を動かすことが難しいので、一般的に今の時間外でタクシー、介護タクシーもご利用されている利用金額設定の中で、利用者さんの負担のない程度の金額として、設定をさせていただいております。

(委員)

細かい数字の根拠はなくてざっくり 2,000 円ということでもいいのですね。

(事業者)

この場合、大体 1 時間ですね。スタッフの方が動いた場合の換算として、一般的に出されている時給の計算として、金額の設定をしています。私達が、この金額の中から何かをいただくというよりも、そこに活動するスタッフに対しての対価としてお支払いができればと考えております。その金額の基準となっています。

(委員)

その支払う対価はどのくらいで、例えば 2 割 5 分増しなのか、5 割増しなのかですね。一緒ではないですか、休日で深夜だと 4,000 円ということですよ。その辺が、どうして 2,000 円になるのかよくわかりません。

(事業者)

時間外夜間につきましては、もう少し高い設定になってはいますが、負担が大きくなってしまうので土曜、日曜、祝祭日、昼間の時間帯の金額の方に合わせたというのが事実であります。時間外大体、深夜ですと 2,500 円、3,000 円位取らなければならない所ですね。逆にその時間帯に負担があつてはいけないので、その金額を下げたという現状でございます。

(委員)

お答えいただいたのですが、ガソリン代が上がってというお話がありますが、そこだけの話で運送の対価が2倍になるのは、根拠として数字が出せないと思います。その額が上がるだけガソリン代が上がっても数字は、その会を続けるのに必要なものの根拠、運営ができないと思います。人件費も多くかかるお金を、ご自身たちの中でその根拠を出していただいた方が。ガソリン代とオイル代みたいな部分の説明だとちょっと足りないかと。

(事業者)

根拠の内容について今回ごめんなさい。ここの資料の中に載せるべき内容だったのかという所があるので、結果的にこの数字が出されただけの話ですね。

(委員)

お答えいただければいいです。聞かれた時に答えられる物を持っていていただきたい。8割ありきで出しますみたいなものではなくて、計算して、これぐらい会を維持するには必要ですという部分を持ってきていただかないと、取れるだけ取りますというふうに見える。僕らとして、一般的な感覚として、上がる理由はきちんとしたものがが必要です。

(事業者)

運営していく上で、おそらくスタッフに払う人件費が非常に高くなってきていると思います。特に今やり手、働き手がいなくなっています。実際タクシー会社さんの方はほぼいないです。現状、無理にスタッフが働いて、ほぼボランティアでやっている中で、手を挙げてくださる人はほぼいなくなっている。働き手に若い方はいないですよ。大体皆さん65歳過ぎてらっしゃる。この現状の中で、やはり支払いをしていくために余裕を持った経営をしていかなければならない中で、ここにはお示しできていませんが、出した数字としては現実的だろうというふうに考えております。

(委員)

もう1ついいですか。単純に申し上げます。6,000円の運賃で迎車料金が6,000円、迎えに行くので、6,500円ですよ。休日もし日曜日だったら、それ2,000円ですよ。8,500円ですよ。タクシーでいくと、障害者割引で7,380円ですよ。これ合計すると、タクシーより高くなるのですが、その辺のお考えはどうですか。実際、妥当だというふうに思ってますか。

(事業者)

実際これを介護タクシーさんや、一般のタクシーさんの方で出していただいたときの金額としてはおそらく、1万2,000円から1万5,000円ぐらいの金額になると思われます。それよりかは、はるかに安い設定になっていると思います。

(委員)

そちらと比べればそうですけど、基本、タクシーの運賃の8割というね。

(事業者)

半額位にはなっていると思います。

(委員)

介護タクシーと比べるのではなくて普通のタクシーと比べているわけで、普通のタクシーの障害者割引でいくと、7,380円になるところが、6,000円の6,500円の日曜日に使ったら、8,500円になりますよね。その点についてはいかがかお考えですか。

(事業者)

そうですね。その時間帯でそのタクシーが、それをやってくれるサービスを提供されているのであれば、基準にはなるとは思います。ほとんどタクシー会社さんはお断りになられると思います。

(委員)

うち断らないですよ。

(事業者)

でもそれが現実として私たちの方の聴取、調査によってそこは非常に困難だと考えております。

(委員)

それでしたら、フリードケアサービスさんに申し訳ないですけど、福祉有償ではなくて普通の福祉車両の限定の認可を受けて緑ナンバーでやっていただいた方がより高度なサービスができると思います。やはりきちんと緑ナンバー、福祉輸送という、認可を取っていただいて、きちんとお客様から、収受できる料金を明示して、お取りになった方が僕は正規のやり方で働いている従業員の皆さんにも迷惑もかかりませんし、利用者の皆さんから正規にこれだけの料金がかかりますということでお示しするのに僕は適していると思います。いかがですか。

(事業者)

先ほどのタクシーの障害者割引を使って、20キロのタクシー料金等という所ですが、一応私達が考えているのが、タクシーの運転手さんが、その利用者さんの乗降の介助や家の玄関の所までとかということをしていただければ、それでいいと思いますが。

(委員)

UD研修を受けている運転手は多いです。UD車両というものの研修も支局の方に聞いていただければわかりますけれども、きちんと車椅子でお客様を入口まで運ぶということが出来ますし、それについては料金をいただいけませんし、UD研修を受けているってということで、ちゃんとできていますから、その辺で比較されても困る。ですから、色々細かくして差をつけるのではなく、正規

な料金をきちんともらって、皆さんの運転者とか、事業に従事している方々にきちんと対価として戻してあげる方が僕はいいいのではないか。お客さんにとってもわかりやすい料金ですし、前回の時の議事録も見させていただきましたけれども、その中でも、そういう部分があるよりも、正規に示した認可の運賃できちんと事業ができる方が僕はやられる方も、正確できちっとしていると思えばその辺を申し上げているだけです。

(事業者)

はい。ありがとうございます。貴重なご意見。私どもがこの事業を立ち上げた目的になりますけれども、過去に救命救急センターの医療事務業務として働いていたことがあり、その中で非常に困るといのが、やはり土曜日、日曜日の時間外で患者さんたちが施設に帰れない自宅に帰れないっていう現状がありました。介護タクシーさんをお願いすると非常に高い金額を取るわけですね。

4万円も3万円も3倍も4倍も払わして介護タクシーを使って返すのが不憫でならないと。タクシーさんは予約がないと時間外も対応できないですよ。

実際それで我々も非常に何件も問い合わせして、色々な利用者さんが、患者さんたちに帰っていただくように手配をしたのですが、それができないのが現状ですね。私たちはそれに繋がる利用者さんやそういった患者さんたちのお手伝いできないかと言って、これを立ち上げたという形です。私達が対価を得たいではなくて、やっぱり帰りたい人は、家にちゃんと返してあげたい時間内に返してあげたいというところが、そもそもの目的になるのです。

今回いただくこの料金についても、そのまま私たちの最低限の事業を存続できるために、車のETCだったりとか、保険料だったりとか、そういったものは含まれております。ほとんどは、ボランティアさんにお支払いさしていただく対価というふうな形になっておりますので、この金額設定を介護タクシーでやるのが得策ではなくて、このNPO使いながらボランティア活動の中で、病院さんを利用される方たちにサポートができないかということ。

そして、ご経験あるかもしれませんが、急に家族が倒れて呼ばれてしまうご家族っていらっしゃるんですよ。実際それをそういった家族が病院に駆けつけて、やってくさるなんてほとんど少ないですよ。おっしゃる通り、利益、支払い、対価の金額で事業をやればいいと思うのですが、私たちがそもそもNPOとして活動しているのは、そういった方達に手を差し伸べられないかというところが目的になっておりますので、その中で金額の方で見合わないところがあるのであれば今後、考えていきたいと思っております。

緑ナンバーの経験もあり、免許を持っていますが、ただそうではなくて、こういった利用者さんたちサポートができないかというのがそもそもの目的になりますので、それを含めていただければと思います。

(委員)

色々言ってしまうのですが、僕はなぜ緑ナンバーでタクシーをやっているかといったら、国から認可を受けた特別な事業だから、緑ナンバーとして運営します。それだけの志をお持ちならば、もう自信を持って緑ナンバーをつけてボランティアの気持ちでやった方が、僕はいいと思います。

(事業者)

我々の参入は、難しいですよ。

(委員)

前回、運営協議会に来られた方もおっしゃっていました。深夜の病院に急に迎えに行くみたいなお話を同じようにさせていました。福祉有償運送の更新の書類を見ると利用者さんの名簿が入っている。その突発的な深夜に迎えに来てほしいということを福祉有償運送の形態でそればかりをやるといったお話を聞いた。それは、タクシーさんのやっただいている所の認識で事前にお約束して、やっているイメージだったので深夜に受けてくれる所がないから自分のところが有償運送として突発的にやるのは、僕の中で何となく腑に落ちない。ここは、急にでもできるタクシーさんにお任せするのが。そもそも、事前の登録はしているのかが心配になります。

(委員 関東運輸支局)

(別の委員)も今触れられた点ですが、福祉有償運送の制度の趣旨として、登録制でその事業者さんが申請いただいている所と、利用される方についてもあらかじめこういった方が、有償運送の必要があるのでこの方を運ぶために登録をさせていただきますというものです。先ほどお話いただきました利用形態、もちろん病院の方から帰られる手段がない所で、どうにかできないかという趣旨をメインでされるのであれば、どちらかといえば、単発利用がメインでやられているのかな。

そういった所からすると、民間救急のタクシーさんなども福祉限定の許可といった制度としてございますので、そちらであれば現在、参入制限とかもかかっていませぬのでそういった許可形態でやっていただくというのも選択肢の1つかなというふうに運輸局の方からも申し上げさせていただきます。以上です。

(事業者)

もともと登録されている方が、例えば救急車で病院に行きました。そのあとの帰りをお願いしたいということに関しては大丈夫でしょうか。

(委員 関東運輸支局)

こちらの名簿にもともと載せられている方が、運ばれて、そこから帰ってくるというのも元々、福祉有償運送の目的としている所なのでそれは問題ないかと思えます。

(事業者)

先ほどちょっと突発的というのは、私達一度も申し上げたことはないのですが、利用者さんの登録を増やさせていただくのが元々の目的でございますし、そういった方が病院に受診された後に代わりのサポートをしていきたいという所が一応セットにはなっていますので、基本的には今申し上げた通りで、そういった方達の利用が主になっております。

今、平塚の方では登録者数をどんどん増やしていく所ではございますが、基本的には突発的な所がスタートではなくて、ケアマネージャーさん達と連携をとりながら会員さんにサービスが我々提供できればなど。5時までということではなくて5時以降24時間ですね。夜間もそういう私達のサービスを提供しますよ、ということを目的としてこの数字を入れさせていただいている次第でございます。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

こちらの法人さんは、福祉有償運送に馴染まないと思いますが、いかがでしょうか。これは別に駄目だというふうに皆さんが仰らなければ結構ですけれども、もう少し考えていただいて自信を持って緑ナンバーで申請をしていただくという方がいいと思います。前回の資料を見せていただいた限りでもそういうふうに思いましたし意見はそれだけです。

(委員)

反対というわけではないのですが、緑ナンバーでやられていると事業ナンバーとして、監視下というか、きちんとした元でやれると思います。実際、その後、チェックのようなことはなかなかできないと思います。その後どうやって利用者さんからいただいているのですか。ここで承認と言うともううちは許可受けているからいいのですよといったことになりかねない。

(議長)

他にございますか。

(委員)

先ほどの方が、タクシーをお願いしても断られるっていうそういう状況は本当にありますか。

(委員)

ないと思います。もちろん時間がかかっちゃう場合はありますけれども、うちは24時間やっていますし、確かに深夜の2時から朝の6時ぐらいまでに台数が少ないという所はあるかもしれませんが、例えば30分かかります40分かかりますって、それかもしくは、事前に何時に来てくださいと言えば断らない。うちは多分断らないと思います。

(委員)

そういうことは、100%断るってことはない。

(委員)

ないと。

(委員)

急に今日みたいな、雨降っている時に予約の電話をかけると、なかなか介護タクシーは、皆さん使いたい日、時間帯だったりするから、断られるってことは結構ある。ここでしか駄目ですといったことはある。

(平塚市担当者)

市町村の方から、先ほどのことに関連ありそうなことを少し付け加えさせてください。まず名簿の関係ですが、突発的という言葉もありましたが、基本的には必ず会員登録をさせていただいて、その後も通院の見込みがあるということできちんと手続きをしているというふうなやり方というのは守ってらっしゃると。当初、こちらの方に去年新規の登録、新しく運送の範囲を広げる時から、それは確認しておりますということはず1点お伝えさせてください。

2点目ですが、フリードケアさん自体が割と有償運送でご利用される方の中でも状態の厳しい方、例えば、ストレッチャー、医療酸素そういった方を中心というのは少し言い過ぎなのですが、そういった方の利便性を図りたいという所で考えているところです。色々こういった料金表といった所とあとやはり利用料金表に載っていないものが、取ってはいけないというふうな決まりがありますので、そこを厳守するために、どんな方でも乗せることができるようにするために細かく料金表の方を立てさせていただいているような状況になると思います。すみません付け加えさせていただきました。

(議長)

それでは、お諮りします。

本案件については、根本的な福祉有償運送運営の線とか、タクシーの住み分けとかの根本的な考え方の違いというか、それもございますので、再度この点を整理して、申請していただくということでよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」から提出された変更申請について、これを再申請するということに決しました。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の変更申請について、再申請となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会后に、平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退出ください。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の変更申請について協議いたします。秦野市職員の方は準備をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 入室】

(議長)

それでは、秦野市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の変更申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

資料 2 の運送の対価比較表のミライボランティア南の前の括弧の「特活」になっていますが、特定非営利なので「特非」になると思います。

(事業者)

はい。そうですね。はい。わかりました。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというのでよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

ありがとうございます。賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」から提出された変更申請について、これを、承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の変更申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会后に、秦野市事務局と手続きを進めてください。

それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 退室】

(議長)

続きまして、「神奈川高齢者生活協同組合」の変更申請について協議いたします。伊勢原市と平塚市に事業所を有しているため、代表して、伊勢原市より説明いたします。伊勢原市職員の方は準備をお願いいたします。

【神奈川高齢者生活協同組合 入室】

(議長)

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」の変更申請について説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

《質問無し》

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【神奈川高齢者生活協同組合 退室】

(議長)

それでは、「神奈川高齢者生活協同組合」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。本案件については、運営協議会として、協議が整っ

たとして、これを承認するというところでよろしいでしょうか。賛成者の方は、挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「神奈川高齢者生活協同組合」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

【神奈川高齢者生活協同組合 入室】

(議長)

協議の結果、「神奈川高齢者生活協同組合」の変更申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に、伊勢原市、平塚市事務局と手続きを進めてください。それでは、お疲れ様でした御退出ください。

【神奈川高齢者生活協同組合 退室】

(議長)

続きまして、議事2番の道路運送法第79条の7に基づく運送区域の変更申請について協議いたします。

【一般社団法人 ゆめの輪 入室】

(議長)

それでは、伊勢原市に事業所を置く「一般社団法人 ゆめの輪」の変更申請について説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(事業者)

【一般社団法人 ゆめの輪から営業エリア拡大の経緯説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

最初に名簿を見させていただいた時に、伊勢原市、平塚市さんが載っていますが、秦野市がないので、秦野市の施設への送迎だとかそういった方もいらっしゃるっていうお話があったと思うのですが、今この名簿には載っていない方で、秦野市の方というのは、どのぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

(事業者)

正直に言って、私達も3月に発足したばかりなので3月、4月、5月ということでまだ間もないのですが、平塚、伊勢原を中心にそれから地盤を固めた上で、秦野にとということも考えていましたが、それよりも、南矢名の男性の方とかですね、そういう方の強い要請がありまして、量より質ということで、私達もそこに入っていった支援をしていきたいところです。

名簿には記載はされていないのですが、少し追加ということで、秦野の南矢名の方、そして渋沢の方ですね、女性の方。この方は知的障害A1ということで最重度の方なのですが、他害・自傷はありません。発語はないのですが、私どもでも支援ができる対象なのかなと思い今回は支援をさせていただくことになりました。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

資料2の所が入っている所と入っていない所があるのは大丈夫ですかね。運行管理の責任者の代行者の欄と事故処理体制の代表者の欄は記入しないといけない欄だと思うので、その中に申請出した時のものを入れていただく様、よろしくをお願いします。

(事業者)

ご指摘いただいた所はきちんとですね、相談して埋めていきたいと思います。

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」にはご退席をお願いしまして、これにより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 ゆめの輪 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」から提出された変更申請について、委員の皆様からの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 ゆめの輪」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

【一般社団法人 ゆめの輪 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 ゆめの輪」の変更申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でしたご退室ください。

【一般社団法人 ゆめの輪 退室】

(議長)

協議が長時間にわたっているため、5分間の小休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。では、再開は、5分後、4時10分といたします。よろしくお願いいたします。

《5分間休憩》

(議長)

皆様お戻りになりましたので、休憩に引き続き、議事3番の道路運送法第79条の6に基づく更新申請について協議いたします。平塚市職員の方は、準備をお願いいたします。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く「一般社団法人 桜花」の更新申請について説明をお願いいたします。

【平塚市職員概要説明】

(議長)

これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

9ページの資料3の運転者名簿のところの区分が、今多分普通免許ではなくて、免許見ていただくと中型とか大型とかになっていると思うので、多分そこは中型になるのかなと思います。

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いをしたいと思います。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、お諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するということよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 桜花」から提出された更新申請について、

それを承認するという事に決しました。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 桜花」の更新申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。それではお疲れ様でした。ご退出してください。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の更新申請について協議いたします。

(平塚市担当者)

平塚市の方よりご説明させていただきます。今回、更新申請の方を出させていたただいておりましたが、先ほど運送の対価の変更の関係で、色々なご意見を頂戴しまして、その中で、再度、有償運送の自分達のやり方という所をよく考えたいということもございまして、更新申請の方は取り下げという形をさせていただくと承りました。

運送の範囲が、藤沢市と平塚市となっております。数日後に、藤沢市の更新申請の方が迫っておりますが、そちらの方は、更新の手続きをさせていただく中で、運送の範囲を今、藤沢、平塚となっているのを平塚の部分の削りまして、藤沢市のみで更新申請を行いたいと事業者さんから承っております。平塚市からの報告は以上となります。

(議長)

ありがとうございます。

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の更新申請について協議いたします。秦野市職員の方は準備をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 入室】

(議長)

それでは、秦野市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の更新申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

今協議している事業所さんだけではないのですが、私、先ほども免許の種類を中型とお伝えしたのですが、出されている方のどの書式を見ても下の所に、普通・大型及びと書いてあって、中型の表記がありません。これは普通で書くのですか。

国土交通省さんが、出されている参考様式を確認してもその文言が下には書いてないのですよ。

(委員・関東運輸支局)

すみません。こちらの方、今一度確認して、お答えいたします。普通、大型の免許以外について、普通というような扱いで、この場では進めさせていただいてもよろしいですか。すみません。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の方にはご退席を願ひまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人、ハーモニーケア」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ハーモニーケア」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に秦野市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 ハーモニーケア 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 みちびきケア」です。よろしくお願ひ

します。

(秦野市職員担当者)

恐れ入ります。「特定非営利活動法人 みちびきケア」ですが、所用のために遅れておりますので、恐れ入ります。議事の順番を下げただけでないでしょうか。

(議長)

また、その時お知らせください。

(秦野市職員担当者)

はい、承知いたしました。ありがとうございます。

(議長)

続きまして、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」の更新申請について協議いたします。

【NPO法人ライフサポート 39 丹沢 入室】

(議長)

それでは、秦野市に事業所を置く「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」の更新申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありますか。

(委員)

資料の 2 ページの 6 の事務所ごとに配置する自家用の所ですが、上のバス、普通自動車と入れられている枠はおそらく、交通空白地の有償運送の車両の欄になると思います。下にも台数を記入している表の方が福祉有償運送の枠だと思いますので上は空欄でいいのではないかと。運輸支局さんどうですか。

(委員・関東運輸支局)

そうですね。全体的に様式が少し違ってしまっている。

(委員)

様式が崩れてしまっている所もある。ここは多分こっちが、交通空白地の欄で福祉有償運送は、こっちに事務所の名前入れていただいて、7 の方も表の形が崩れているのでその辺も全体的に。資料 1 の 1 ページのその名称のところからずれてしまっているその辺も、整えていただいた方が。

(委員)

単純に様式が違う。7 号が正しい様式で、6 号で書いている。

(委員・関東運輸支局)

今のご用意いただいた様式の方が、交通空白地の有償運送の様式になってし

まっているようです。ちなみに、前回の申請と今回変わったところはございますか。

(事業者)

前回の申請とですか。

(委員・関東運輸支局)

今現在、やられている有償運送の内容と、今回更新に合わせて変えられる変更する点はありますか。

(事業者)

それは特にないです。継続です。

(委員・関東運輸支局)

わかりました。そうしましたら後ほど、様式の方を改めていただいて、それで確認させていただいて問題なければ協議が整ったという、他にご意見なければそうさせていただければと思うのですけれども。

(事業者)

要するに様式自体が、毎年更新されていますよね。おそらく。

(委員・関東運輸支局)

様式自体の毎年の更新はない。

(事業者)

新しくなってはいないですかね。

(委員・関東運輸支局)

ここの様式ではないものを、今つけていただいてしまっているという所ではあります。現行の福祉有償運送の様式では、ちょっとないものです。

(秦野市担当者)

わかりました。改めて、現行の書式にのっとったもので提出を受けた上で、運輸局の方に手続きを進めさせていただければと思います。

(委員・関東運輸支局)

そしたら、また後日出していただきまして、それで変更がなければならないということで、再度確認させていただければと思います。

(議長)

それでは、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」の方には、ご退席をお願いしましてこれより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【NPO法人 ライフサポート 39 丹沢 退室】

(議長)

それでは、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員・関東運輸支局)

今、団体さんに確認しました通り、変更については、特になんということでしたので、様式の内容がもし違っているのみであれば、こちらの方でまた確認取りまして、正しい様式で出てきていけば問題ないとして、次回の更新についても、認めるという形でよろしいのかなと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

それでは、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された。更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」から提出された更新申請についてこれを承認することによって決しました。

【NPO法人 ライフサポート 39 丹沢 入室】

(議長)

協議の結果、「NPO法人 ライフサポート 39 丹沢」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に秦野市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【NPO法人 ライフサポート 39 丹沢 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 みちびきケア」さんです。

(秦野市職員)

恐れ入りますよろしくようお願いいたします。

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 みちびきケア」の更新申請について協議致します。

【特定非営利活動法人 みちびきケア 入室】

(議長)

それでは、秦野市に事業所を置く「特定非営利活動法人 みちびきケア」の更新申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 みちびきケア」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

簡単な間違いの所を 9 ページの旅客の名簿のところの入会年月日、1 番と 2 番の方が、2300 年になっているのは 2023 年に直していただくのと、4 ページの、事故処理連絡体制の所が、一番右上の代表者という欄に多分、(事業所代表者) の名前が入る。運行の委託をしているという業態の時は、今書いてある欄に書くのだと思うのですが、多分委託されてなくて直接やられているのであれば上の代表者の欄に入れていただくこと、台数が 4 両なので運行管理の資格は特に必要ないので、資格の種類 3 ページの所は資格の種類が運行管理責任者とか安全運転管理者とか入れる欄だと思うので。運輸支局さん、ここ特に空けていいのですよね。運行管理の資格を書くイメージですよね。

(委員・関東運輸支局)

3 ページの 1 番 (ウ) の。

(委員)

いえ、(ア) の所の運行管理責任者の就任予定名簿の所の資格種類の欄。普通自動車 1 種と入っている所が、運行管理責任者とか安全運転管理者とかの資格名を入れる欄でしたよね。

(委員・関東運輸支局)

そうですね。なので、自動車免許の種類は、こちらは書いていただかなくても、大丈夫な所かなと思います。運行管理の資格を用いなければ空欄でみちびきケアさんの場合は、空欄で問題ありませんので、ここは抜いていただければと思います。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 みちびきケア」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 みちびきケア 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 みちびきケア」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 みちびきケア」から提出された、更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事によろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 みちびきケア」から提出された更

新申請について、それを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 みちびきケア 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 みちびきケア」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に秦野市事務局と手続きを進めてください。

それではお疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 みちびきケア 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の更新申請について協議いたします。二宮町職員の方は準備をお願いいたします。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 入室】

(議長)

それでは、二宮町に事業所を置く「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の更新申請について説明をお願いいたします。

【二宮町職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問ありませんか。

《質問無し》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の方にはご退席をお願いしまして、これより、採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」から提出された

更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 サポートかけ橋」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会后に、二宮町事務局と手続きを進めてください。それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 サポートかけ橋 退室】

(議長)

それでは続きまして、議事4番、令和5年度福祉有償運送実績報告についてになります。平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町の順番で説明をお願いします。また、第46回協議会において報告ができなかった事業者については、次回、第47回協議会にて説明をさせていただきます。ではよろしくをお願いいたします。

(平塚市担当者より報告)

- (1) 一般社団法人 さうんどサポート
- (2) 特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス
- (3) 一般社団法人 桜花
- (4) 特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ
- (5) 特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会
- (6) 特定非営利活動法人 ナスクル
- (7) 特定非営利活動法人 フリードケアサービス

(秦野市担当者より報告)

- (1) 特定非営利活動法人 みちびきケア
- (2) NPO法人 ライフサポート 39 丹沢
- (3) 特定非営利活動法人 野の花ネットワーク
- (4) 特定非営利活動法人 オンリーワン
- (5) 特定非営利活動法人 ハーモニーケア
- (6) 特定非営利活動法人 コキア・ジャパン
- (7) 社会福祉法人 かながわ共同会

(伊勢原市担当者より報告)

- (1) 特定非営利活動法人
外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ・ハミング
- (2) 社会福祉法人 松友会
- (3) 特定非営利活動法人 移送サービスいせはら

- (4) 特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ
- (5) NPO法人 ハイテンション

(二宮町担当者より報告)

- (1) 特定非営利活動法人 サポートかけ橋
- (2) 特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空

(議長)

最後に、議事5番のその他ですが、委員の皆さんから、福祉有償運送に関しまして何かございましたらお願いいたします。

《意見無し》

(議長)

では、事務局から何かございますか。

(事務局)

はい。事務局から、本日の議事の部分で、どの様式が正しいかや、他に様式第4号の区分ですね、普通なのか、中型なのかという部分を、運輸局様からご回答を事務局にいただきまして、市町村様にはメールでその通知を送らせていただければと思います。また、委員様に関しましては、郵送等させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【今後の手続きについての流れの説明】

(議長)

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。運営協議会の円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。それでは進行を事務局にお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

会長、どうもありがとうございました。それでは、最後に副会長より閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

【副会長閉会の挨拶】